

3階建て以上への直圧給水について

平成28年1月5日

3階建て以上への直圧給水については、次の内容を承知した上で、別紙の誓約書を提出していただいた場合、承諾いたします。

(1) 3階建て以上への直圧給水申込時の注意事項

- ① 水圧変化等の影響を受けやすい施設であること。
- ② 出水不良等発生時の緊急連絡先が明確になっていること。
- ③ 工事、水系の切替等による水圧変動や使用量増加等による出水不良が発生した場合、自己の費用負担で、ポンプ設備等の設置を行う。

(2) 給水装置工事申込の手続き及び問い合わせ先

【洲本市区域】

◆淡路広域水道企業団 洲本市サービスセンター
洲本市本町三丁目4番10号 (☎24-7620)

【南あわじ市区域】

◆淡路広域水道企業団 南あわじ市サービスセンター
南あわじ市市善光寺22番地1 (☎43-3038)

【淡路市区域】

◆淡路広域水道企業団 淡路市サービスセンター
淡路市久留麻239番地1 (☎74-0092)

(3) 3階建て以上への直圧給水申込時必要な書類

- ① 給水装置工事申込書
- ② 図面
- ③ 誓約書
- ④ その他(受付担当者が必要とする書類)

※ご注意

- ① 工事施工にあたっては、淡路広域水道企業団水道事業給水条例及び同施行規則を遵守し施行して下さい。